

議案第4号関連資料

明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、他都市との均衡を踏まえ、再任用職員であってその職務の級が2級であるものの給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするものです。

2 改正内容

(1) 任期付短時間勤務職員の給料月額の引き上げ

給料月額について、平均0.5%引き上げます。

(例：任期付事務員で1月あたり1,246円引き上げ)

(2) 再任用職員2級の給料月額の引き上げ

給料月額について、フルタイム勤務の場合、1月あたり5,000円引き上げます。

(3) 初任給調整手当及び宿日直手当の引き上げ

人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じ、上限額を引き上げます。

(初任給調整手当(1月あたり)：184,500円→184,700円)

(宿日直手当(勤務1回あたり)：原則4,200円→4,400円)

(4) 任期付幼稚園教諭の新設に伴う給料表の改正

待機児童対策として、新たに採用する任期付幼稚園教諭に適用する給料月額について、任期付行政職給料表に新設します。

(5) その他

上記改正に伴う規定整備等

3 改正する条例

(1) 明石市職員の給与に関する条例

(2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

(3) 明石市立学校職員の給与等に関する条例

4 施行予定期日

2019年(平成31年)4月1日から施行します。

ただし、上記2(3)の改正規定は、2018年(平成30年)4月1日から適用します。